

第1 調査の目的等

1 目的

この調査は、各府省に共通する国家公務員として遵守すべき基本的な法令等に係る各府省の取組、法令等遵守に係る制度や仕組みの運営状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県（9）、市町村（3）、事業者等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所 6事務所（岩手、石川、和歌山、山口、徳島、宮崎）

4 実施時期

平成19年8月～21年3月